南関町農機具等マッチング事業

※譲渡者情報の掲載期間は | 年間とする

⑧譲渡

契約内容が決まり次第、譲渡者か ら譲受者へ譲渡する。

譲渡申込者 (町内)

⑦実物確認

譲受者から譲渡者へ連絡を取り. 契約内容と実物を確認する。

※契約内容は町では介入しない

- ①譲渡申込 譲渡希望者は町へ申請書 及び同意書を提出する。 【様式第1、2号】
- ②確認・決定通知 町で申込内容・譲渡する機械等の確認 をし、町HPへの情報掲載決定後、譲渡 者へ決定通知を送付する。 (様式第3号)

9完了報告

譲渡者は町に完了報告書を 提出し、町はHPに掲載して いる譲渡者情報を削除する。 (様式第6号)

- ⑤ 讓受希望者報告 町から譲渡申込者に対して譲受希望者 の氏名・雷話番号を伝える。
 - ※連絡は譲受希望者から行う。



譲受希望者 (町内)

> ⑥連絡先伝言 譲受者へ譲渡者の 連絡先を伝える。

> > ③情報掲載 譲渡情報を町HPに 掲載する。

Tel: 0968-57-8504 メールアドレス: nousei@town.nankan.lg.jp